

1 認知症カフェ運営補助金について

中央区の区域内に居住する認知症の人及びその家族、地域住民等の誰もが気軽に交流し、認知症等について相談できる場を立ち上げる、又は充実させる団体に対し、運営費等の一部について予算の範囲内で補助金の交付をすることにより、認知症の人等が安心して暮らし続けられるまちづくりを推進することを目的とする。

2 補助対象団体

団体構成員は下記のア又はイのいずれかの要件を満たす者を含めた計5名以上であり、かつ全員がウの要件を満たすこと。

- ア 認知症ケアの経験のある、医療又は福祉関係の専門職（医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士等。）
- イ 全国キャラバン・メイト連絡協議会にキャラバン・メイトとして登録しているもの
- ウ 認知症サポーター養成講座受講者

3 補助対象活動

補助金の交付の対象となる活動は、認知症の人等を対象とした地域に開かれた活動のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 同一の活動拠点において、2ヵ月に1回以上、定期的かつ継続的に行う活動であること。
- (2) 1回当たり1時間以上の活動であること。
- (3) 専門職による相談機能又は適切な専門機関との連携機能を有していること。
- (4) 認知症に関する相談会又は講演会を年1回以上開催する団体であること。
- (5) 必要なスペースを確保して行う活動であること。
- (6) 活動日当日に1名以上の構成員が従事している活動であること。
- (7) 認知症の人（軽度認知障害の人および認知症の疑いがある者を含む。）の参加が可能な活動であること。

4 補助金の種類及び金額

別表のとおり

5 補助期間

単年度（毎年申請）

6 受付窓口・お問い合わせ

場所 中央区役所4階 介護保険課地域支援係

電話 03-3546-5381

別表（第4条関係）

区分	限度額	補助対象経費
認知症カフェ立上げ補助金	30,000円	活動に要する備品等の購入費、活動宣伝費等（交通費、人件費を除く。）のうち認知症カフェの立上げに必要な経費。ただし、寄付等の収入がある場合は、その額を除く。
認知症カフェ充実補助金		活動に要する備品等の購入費、活動宣伝費等（交通費、人件費を除く。）のうち認知症カフェの充実に必要な経費。ただし、寄付等の収入がある場合は、その額を除く。
運営費補助金	月2回以上実施	活動月数×5,000円
	月1回実施	活動月数×2,500円
	2か月に1回実施	運営回数×2,500円
会場賃借料補助金	実施回数×2,100円。ただし、上限は月に2回まで、1回当たり2,100円までとする。	認知症カフェの会場の使用に係る賃借料の実費。ただし、寄付等の収入がある場合は、その額を除く。